

【2013年12月12日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第98号 ■

【今号の内容】

- パートや契約社員などの雇用管理を考えるシンポジウムを全国10都市で開催します
- 「『見える』安全活動コンクール」投票受付中
～労働災害防止のための創意工夫事例への投票をお待ちしています～
- 全国各地で腰痛予防の講習会を開催します
～社会福祉施設での腰に負担の少ない介助法を紹介～

パートや契約社員などの雇用管理を考えるシンポジウムを
全国10都市で開催します

パートや契約社員など非正規雇用の労働者が増加する中で、これらの労働者の意欲や能力を最大限に引き出し、職場のモチベーションの向上やノウハウを持った人材の定着などを進めることができます、企業の活力アップのための重要な課題となっています。

このシンポジウムでは、非正規雇用の労働者の雇用管理に関する課題、非正規雇用の労働者がキャリアアップできる職場とするために企業が行うことのできる取組みなどについて、地域の特性を踏まえて議論を深めます。（参加無料）

◆開催予定（平成26年）

- | | | | |
|-------|-----------|-------------|------------------------------------|
| [北海道] | 2月 14日（金） | 13:30～16:30 | 北農健保会館エルム（札幌市中央区） |
| [宮城] | 1月 27日（月） | 13:30～16:30 | 東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）401（仙台市青葉区） |
| [東京] | 1月 16日（木） | 13:30～16:30 | TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンターホール10A（港区赤坂） |
| [神奈川] | 2月 13日（木） | 13:30～16:30 | 神奈川産業振興センター多目的ホール（横浜市中区） |
| [新潟] | 1月 24日（金） | 13:30～16:30 | 新潟テルサ2階特別会議室（新潟市中央区） |

[愛知]	2月 7日（金）	13:30～16:30	宝第一栄伏見中央店（名古屋市中区）
[大阪]	1月 22日（水）	13:30～16:30	T K P 大阪御堂筋カンファレンスセ
			ン
			ターホール6A（大阪市中央区）
[広島]	1月 17日（金）	13:30～16:30	アステールプラザ大会議室A（広島市中区）
[香川]	2月 10日（月）	13:30～16:30	サンポートホール高松第3リハーサ
			ル
			室（高松市）
[福岡]	1月 28日（火）	13:30～16:30	リファレンス駅東ビル5階V2（福岡市博多区）

◆プログラム

13:30～14:45

- ・基調講演 「事例に学ぶ 非正規雇用の労働者 採用・定着・戦力化の成功法則」
株式会社働き方研究所代表取締役 平田未緒氏
- ・事例紹介 「非正規雇用の労働者のキャリアアップに向けた取組みについて」みずほ情報総研（株）コンサルタント

15:00～16:30

- ・助成金制度の紹介 「キャリアアップ助成金の概要」都道府県労働局
- ・パネルディスカッション 「地域に根ざした非正規雇用の労働者の適切な雇用管理、
キャリアアップに向けて」シンポジウム開催地域の有識者、社会保険労務士、メディア関係者など

【詳細、お申し込みはこちら】

（契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド）

<http://www.hiseikikouyou.jp/>

「『見える』安全活動コンクール」投票受付中
～労働災害防止のための創意工夫事例への投票をお待ちしています～

厚生労働省では平成25年度「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。

このコンクールは、労災防止のために企業が行っている安全活動の「見える」化への取組みを活性化させることを目的として、創意工夫事例を募集し、皆さまからの評価・投票により優良事例を決定・公表するものです。現在、ホームページで投票を受付中です。

なお、「見える」安全活動とは、守るべき安全手順や視覚的に捉えられないような危険を視覚化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動などを言います。

多くの皆さまの投票をお待ちしています。

【実施スケジュール】

投票期間：平成 25 年 11 月 18 日～平成 26 年 1 月 17 日

結果発表：平成 26 年 2 月下旬（予定）

【投票はこちらへ】

（『見える』安全活動コンクール」特設ページ）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>

全国各地で腰痛予防の講習会を開催します ～社会福祉施設での腰に負担の少ない介助法を紹介～

休業 4 日以上の職業性疾病のうち、職場での腰痛は 6 割を占めています。特に、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では 6 月に「職場における腰痛予防対策指針」を改定し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げました。

講習会では、この指針に基づいて、腰に負担の少ない介助法などについて紹介します（参加無料）。

社会福祉施設の施設長、労働衛生管理の担当者の方などの参加をお待ちしています。

◆開催予定

（平成 25 年）

[石川] 12 月 13 日（金） 13:00～17:00 金沢市ものづくり会館（金沢市粟崎町）

[和歌山] 12月 16日 (月) 13:30~16:00 和歌山ビッグ愛 201 (和歌山市手平)
[島根] 12月 18日 (水) 13:30~16:00 島根労働基準協会 (松江市学園)
[熊本] 12月 19日 (木) 13:30~15:30 くまもと県民交流会館パレア (熊本
市中央区手取本町)

(平成 26 年)

[北海道] 2月 12日 (水) 時間未定 かでる 2・7 (北海道立道民活動セ
ンター) (札幌市中央区)
[福島] 1月 28日 (火) 時間未定 未定
[茨城] 1月 15日 (水) 14:00~16:30 茨城県立県民文化センター (水戸市
千波町)
[栃木] 1月 31日 (金) 時間未定 宇都宮市文化会館 (宇都宮明保野
町)
[埼玉] 1月 15日 (水) 14:00~16:30 浦和コミュニティーセンター (さい
たま市浦和区東高砂町)
[千葉] 1月 30日 (木) 時間未定 千葉県教育会館 (千葉市中央区中
央)
[東京] 1月 21日 (火) 13:00~ 港勤労福祉会館 (港区芝)
[神奈川] 1月 20日 (月) 14:00~16:30 横浜市技能文化会館 (横浜市中区万
代町)
[新潟] 2月 6日 (木) 14:00~16:00 ホテルメッツ新潟 (新潟市中央区花
園)
[岐阜] 1月 20日 (月) 時間未定 大垣市情報工房 (大垣市小野)
[愛知] 2月 6日 (木) 時間未定 名古屋企業福祉会館 (名古屋市中区
大須)
[三重] 1月 17日 (金) 時間未定 サンワーク津 (津市島崎町)
[滋賀] 1月 23日 (木) 13:30~16:00 コミュニティーセンターやす (野洲
市小篠原)
[大阪] 1月 29日 (水) 14:00~16:30 難波市民学習センター (大阪市浪速
区湊町)
[兵庫] 1月 30日 (木) 14:00~17:00 神戸市教育会館 (神戸市中央区)
[奈良] 1月 28日 (火) 時間未定 奈良県産業会館 (大和高田市幸町)
[広島] 1月 31日 (金) 時間未定 広島県労働基準協会 (広島市中区上
八丁堀)
[香川] 1月 17日 (金) 13:30~15:30 高松テルサ (高松市屋島西町)

[鹿児島] 1月 17日（金） 13:30～ かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町）

※開催日が決まっていない県については、今後、ホームページでお知らせします（終了している府県がありますのでご了承ください）。なお、事業場の住所地と異なる都道府県の講習会に参加することも可能です。

[開催日程]

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/dl/anzeneisei02_251209-1.pdf

◆対象者

高齢者介護施設、障害者施設、保育所の施設長、労働衛生管理の担当者の方など

◆内容

- ・職場における腰痛予防対策指針の概要
- ・腰部に負担の少ない介助法
- ・分野別（高齢者・障害者・保育）の腰痛予防のポイント など

詳細内容、申し込み方法などは、受託業者（一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会）の都道府県支部にお尋ねください。

【各支部の連絡先】

<http://www.jashcon.or.jp/contents/link/branch-list>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メールマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
ヘリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。

- 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-